平成２７年（フ）第５１３２号
大阪府寝屋川市高柳７丁目６番２号
債務者　田中　寛明
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口喜久治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２１号
岡山市北区田中152番地111
債務者　樋口　知美
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４号
愛媛県松山市松末２丁目16番24号　ジョイフルプラザ松末701号
債務者　早瀬　郁代
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第３６９号
北九州市八幡西区若葉３丁目28番１―403号
債務者　松園　亨也
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３２５号
大分県臼杵市大字大野2113番地の38
債務者　亀井　佳純
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大呂紗智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３３０号
愛知県安城市山崎町溝川65番地３　オーキッド・パートⅡ―201
債務者　前田　誠一
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８１６号
札幌市東区北35条東12丁目１番11号　パブリック52―101号
債務者　下里　龍矢
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８８１号
北海道北広島市稲穂町西５丁目２番地２　カネヒラビル101号
債務者　前田　千鶴
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９１３号
札幌市厚別区厚別南２丁目10番43―203号
債務者　田代　　優
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９３９号
札幌市東区北28条東９丁目２番13号　ハイツ28―302号
債務者　大嚢　　仁
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９５８号
札幌市白石区本通３丁目北２番５―206号
債務者　佐々木孝光
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９７２号
札幌市白石区栄通16丁目４番50号　トロピカルハイツ栄通306号
債務者　逸見　香代（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９８７号
札幌市清田区清田３条３丁目６番10号　清田サンハイム羊ケ丘通り405号
債務者　谷口　　綾（旧姓池澤）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９９４号
北海道千歳市柏陽２丁目５番地の１
債務者　岩本江利子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９９６号
北海道江別市大麻中町21番地の８　ウインディア大麻102
債務者　藤岡　敬三
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０１１号
北海道北広島市共栄355番地１　新栄荘Ｄ７号
債務者　久保木喜一
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０１３号
札幌市中央区南２条西19丁目291番地64　ヴィルヌーブ円山305号
債務者　梅津　裕子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部